令和7年4月1日の申請から スポーツ施設の使用料が変わります (専用使用・個人使用)

令和7年4月1日の申請から、以下のとおり使用料を改定します。 利用される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解のほど、 よろしくお願いいたします。

総合運動場

専用使用(フィールド・トラック)、個人使用の使用料を変更します。 詳細は、以下をご確認ください。

●総合運動場 新料金表(専用使用)

単位:円・()内は旧料金

施設の名称 / 使用区分		9 時~11時	11時~13時	13時~15時	15時~17時	17時~19時	19時~21時
7 / 11 ls	全面	6,000 (5,000)	6,000 (5,000)	10,000 (8,000)	10,000 (8,000)	13,000 (11,000)	13,000 (11,000)
フィールド	半面	3,000 (2,500)	3,000 (2,500)	5,000 (4,000)	5,000 (4,000)	6,500 (5,500)	6,500 (5,500)
トラック	全面	2,600 (2,000)	2,600 (2,000)	4,400 (3,000)	4,400 (3,000)	5,600 (4,000)	5,600 (4,000)

団体の所在が本市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。 ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

※ 付属設備(照明代含む)及び付属用具の使用については、別途使用料が必要です。

●総合運動場 新料金表(個人使用) 単位:円 ・ ()内は旧料金 ●ナイター照明使用料

使用者	料金		
小学生・中学生	1 時間 (50)		
— 般	150 1時間 (100)		

単位:円

全面全灯	全面半灯		
30分 2,300	30分 1,200		

※ナイター照明使用料の改定はありません。

※フィールド半面使用の場合は上記の料金の半額

使用者の住所が本市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。 ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

利用時間、休場日(年末年始:12/29~1/3)、利用方法に変更はありません。



都市魅力部 文化スポーツ推進室 電話:06-6384-2394 FAX:06-6368-9908 吹田市